第七十八条　輸出令別表第二の三第二号(75)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、アイソスタチックプレスとする。

［新設］

第七十九条　輸出令別表第二の三第二号(76)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、油圧式の成形機、ベローズ成形用の型その他のベローズの製造用の装置とする。

［新設］

第八十条　輸出令別表第二の三第二号(77)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　レーザー溶接機

二　ミグ溶接機

三　電子ビーム溶接機

［新設］

第八十一条　輸出令別表第二の三第二号(78)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、モネル製の装置（弁、管及びタンクその他の容器を含む。）とする。

［新設］

第八十二条　輸出令別表第二の三第二号(79)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、採鉱又は穿孔に用いられる大型の機械であって、次のいずれかに該当するものとする。

一　直径が六〇センチメートルを超える穴を穿孔することができるボーリング機械

二　鉱業で使用される土木機械

［新設］

第八十三条　輸出令別表第二の三第二号(80)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ニッケル又はアルミニウムにより部品を被覆するために設計した電気メッキ用の装置とする。

［新設］

第八十四条　輸出令別表第二の三第二号(81)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、出力が三・七キロワット以上の電動機とともに使用するように設計した産業用のポンプとする。

［新設］

第八十五条　輸出令別表第二の三第二号(82)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、高真空で使用するように特に設計した管、フランジ継手、弁、ガスケット及び関連装置とする。

［新設］

第八十六条　輸出令別表第二の三第二号(83)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　絞りスピニング加工機

二　しごきスピニング加工機

［新設］

第八十七条　輸出令別表第二の三第二号(84)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）とする。

［新設］

第八十八条　輸出令別表第二の三第二号(85)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器とする。

［新設］

第八十九条～第百十五条　［略］

第四十九条～第七十五条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和五年二月三日から施行する。